



# 三重県公報

令和6年2月16日 (金)

第 490 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
87	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
88	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	2
89	保安林の指定を解除する旨	(治山林道課)	5
90	同件	( 同 )	5
91	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	6
92	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	6
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6
	同件	( 同 )	7
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7

**告 示**

**三重県告示第 87 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	健やか薬局小俣店	伊勢市小俣町本町 3532 番		薬局	令和 6 年 2 月 1 日
薬局	かめこの薬局	亀山市川合町 1155-10		薬局	令和 6 年 2 月 1 日
訪問看護	ななーる訪問看護ステーション	伊賀市上阿波 2953		訪問看護	令和 6 年 2 月 1 日

**三重県告示第 88 号**

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 8 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付し、青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。	市町が就農 5 年目までの新規就農者に対して行う資金の交付に要する経費	定額	市町
--	-------------------------------------	----	----

別表 1(2)の表第 12 号の項（C）の欄を次のように改める。

1 地域計画が策定されている地区等において、付加価値の拡大等の経営発展に意欲的に取り組む認定農業者等の地域の担い手が融資を活用した農業用機械及び施設の導入に必要な費用に対し、市町が行う補助に要する経費
2 融資円滑化等を図るため、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大に要する費用に対し、市町が行う補助に要する経費

別表 1(2)の表に次のように加える。

29	農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金	農業支援サービス事業体に、農業用機械導入等を支援することにより、力強く持続可能な農業構造の実現を図る。	農業支援サービス事業者が、サービスを提供するために必要な農業用機械の導入等を支援する。	事業費の 1/2 以内	農業支援サービス事業者
30	新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金（就農準備・経営開始支援事業）	次世代を担う農業者となることを志向する就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して資金を交付する。	1 県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費 2 市町が就農 3 年目までの新規就農者に対して行う資金の交付に要する経費	事業費の 10/10 以内 定額	就農希望者 市町
31	新規就農者確保緊急	経営発展のための機	市町が就農後の経営発展を図る	事業費の 3/4	市町

	円滑化対策事業費補助金（初期投資促進事業）	械・施設等の導入を支援し、青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。	新規就農者の取組のうち、農業用機械・施設等の導入の支援に要する経費	以内	
32	農業の多様な働き手確保に向けた労働環境改善緊急支援事業費補助金	農業現場における衛生面などの労働環境の整備に係る経費を補助することで、農業における労働条件の改善を図り、魅力ある産業として多様な働き手の確保・定着を促進する。	多様な働き手確保につながる現場環境改善施設導入及び労力負荷軽減器具導入に係る経費	事業費の 1/2 以内	県内の販売農家（経営耕地面積が 30 a 以上又は令和 3～5 年度のうちのいずれか1年の農産物販売金額が年間 50 万円以上）であって、事業実施期間中に1名以上の新規雇用を行う者

別表 1(7)の表第 28 号の項（E）の欄を次のように改める。

市町、土地改良区等
-----------

別表 1(8)の表第 1 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

地域資源の基礎的な保全管理及び質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動等を通じ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。中山間地域等での地域ぐるみの農地保全の取組を支援することで、農地の効率的かつ総合的な利用を促進する。	1 農地維持支払交付金 市町が地域資源の基礎的な保全に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の3/4以内	市町
	2 資源向上支払交付金 市町が地域資源の質的向上及び施設の長寿命化に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の3/4以内	市町
3 多面的機能支払推進交付金 市町又は地域協議会が行う活動組織の指導、確認等に要する経費	定額	市町又は三重県農地・水・環境保全向上対策協議会	
4 最適土地利用総合事業交付金 国の要綱・要領（農山漁村振興交付金、最適土地利用総合対策）による事業に必要な経費	(1) 定額	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構	
(1) 最適土地利用推進事業 ア 土地利用構想の概定 地域ぐるみの話合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組 イ 実証事業 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組 ウ 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組	(1) 助成額の各年度の上限は、以下のとおりとする。 ア～エは 1,000 万円		
エ 省力化機械の導入 オ 粗放利用体制整備 (ア) 放牧（家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等） (イ) 蜜源・緑肥・省力・景観作物等（種苗費、管理経費等） (ウ) 緩衝帯整備（管理経費等） (エ) ビオトープ（管理経費等）	オの（ア）及び（イ）は 10 千円 /10 a、（ウ）～（オ）は 5 千円 /10 a ただし、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は助成の対象外とする。		

	(オ) 計画的な植林(苗代、管理経費等) カ 農用地保全等推進員の措置	力は 250 万円、定着支援として 3 年間に上限	
	(2) 最適土地利用整備事業 ア 粗放的利用のための条件整備 イ 農用地保全のための基盤整備 ウ 農用地保全のための農業環境整備	(2) 事業費の 5.5/10 以内(上限 2,000 万円)	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構

別表 1(8)の表に次のように加える。

8	三重まるごと自然体験研修参加支援事業補助金	県内で実施される「自然体験プログラム」を魅力的かつ安全なものへ磨き上げ、県内外からの集客力の向上を実現できる人材の育成を図る。	自然体験の実践者や受入団体の運営に携わる者が、高度な技術力や企画力、安全管理の能力等を習得する研修会等に参加するために必要な経費	定額	三重県内で自然体験プログラムを実践し、集客交流に取り組む者(法人、団体又は個人)、又は、三重県内で集客交流に取り組む自然体験受入団体
9	みえアウトドア・ヤングサポーター活躍支援事業補助金	アウトドア活動を通じて関係人口の増加や農山漁村地域の活性化に向け取り組むことができる若者の育成を図る。	アウトドア活動を通じて三重の農山漁村地域を盛り上げてくれる「みえアウトドア・ヤングサポーター」が、自己研鑽のために取り組む研修への参加や資格の取得に必要な経費	定額	「みえアウトドア・ヤングサポーター」に認定されている個人

別表 1(11)の表第 3 号の項中

「

			4 優良種苗確保事業	事業費の 1/2 以内	市町、認定特定増殖事業者、森林組合等
--	--	--	------------	-------------	--------------------

を

「

			4 優良種苗確保事業	事業費の 1/2 以内、定額	市町、認定特定増殖事業者、森林組合等
--	--	--	------------	----------------	--------------------

に改める。

別表 1(11)の表に次のように加える。

19	林業の多様な働き手確保に向けた労働環境改善緊急支援事業費補助金	林業事業者における労働環境改善に向けた取組に対し支援を実施することで、林業従事者の定着・離職率の低減と新たな雇用機会の創出につなげる。	1 高性能林業機械等導入支援 林業事業者等が、高性能林業機械等を新たに導入するのに要する経費 2 高性能林業機械等リース・レンタル支援 林業事業者等が、民間のリース会社等から高性能林業機械等を借り受けるのに要する経費 3 高性能林業機械等の修繕支援 林業事業者等が、高性能林業機械等の修繕に要する経費 4 人員輸送車リース支援 林業事業者等が、民間のリース会社から人員輸送車を借り受けるのに要する経費 5 現場環境及び衛生環境改善施設導入支援	事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内	認定林業事業者等 認定林業事業者等 認定林業事業者等 認定林業事業者等 認定林業事業者等
----	---------------------------------	---	---	---	--

			林業現場における現場環境及び衛生環境に配慮した施設の導入に要する経費 6 労力負荷改善資材・防具等導入支援 林業従事者の身体負担の軽減を図る資材・防具の導入に要する経費 7 林内移動用道路整備支援 林内移動用道路の開設に要する経費	事業費の 1/2 以内          定額	認定林業事業者等          市町、森林組合、認定林業事業者、森林所有者、森林経営計画の認定を受けた者
--	--	--	---	---	--

別表 1(14)の表に次のように加える。

10	水産業の多様な働き手確保に向けた労働環境改善緊急支援事業費補助金	漁業現場における労働環境の改善に係る取組を支援し、多様な働き手の確保・定着を図る。	漁協、漁業法人及び漁業者グループが、労働力不足の解消につなげるために実施する取組(労働環境の改善に必要な機械・設備の導入)に要する経費	別に定める。	別に定める漁業協同組合、漁業法人及び漁業者グループ
----	----------------------------------	---	---	--------	---------------------------

別表 1(15)の表に次のように加える。

4	第 44 回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会負担金	令和 7 年秋季に開催される第 44 回全国豊かな海づくり大会に向けて、大会の実施体制を整えるとともに開催へ向けた気運の醸成を図る。	第 44 回全国豊かな海づくり大会の開催に要する経費	定額	第 44 回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会
---	------------------------------	--	----------------------------	----	---------------------------

別表 1(16)の表第 6 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費	
1 国補事業対象外の小規模な漁港及び海岸の改良事業(本土)	事業費の 40/100 以内
2 国補事業対象外の小規模な漁港及び海岸の改良事業(離島)	事業費の 50/100 以内
3 漁港及び海岸の施設に関する調査等	事業費の 50/100 以内

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 89 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鳥羽市石鏡町字平均 303 番 17
- 2 保安林として指定された目的  
航行の目標の保存
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

三重県告示第 90 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
津市榎原町字奥山 4183 番 43 から 4183 番 45 まで

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**三重県告示第 91 号**

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
あわび 甲賀加入区	三重共第 70 号共同漁業権漁場の区域
あわび 志島加入区	三重共第 71 号共同漁業権漁場の区域
あわび 畔名加入区	三重共第 72 号共同漁業権漁場の区域

**三重県告示第 92 号**

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	鵜方支店	志摩市阿児町鵜方 2982 番地の 2	志摩市阿児町鵜方 2987 番地 1	令和 6 年 2 月 26 日
	磯部支店	志摩市阿児町鵜方 2982 番地の 2（鵜方支店内）	志摩市阿児町鵜方 2987 番地 1（鵜方支店内）	
	波切支店			
	鵜方支店 浜島出張所			

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、山田土地改良区（志摩市磯部町山田 290）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称  
津都市計画地区計画  
戸木・野田地区地区計画
- 2 縦覧場所

## 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、菰野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画下水道  
流域関連菰野町公共下水道
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 2 月 16 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 1 月 31 日	いなべ市員弁町松之木字半之木 1455-1 及び字源氏 1082-3	三重郡菰野町大字永井 3095-125 グレース A 203 石合 愛笙
令和 6 年 2 月 1 日	いなべ市北勢町阿下喜字落合 3506 ほか 7 筆	新潟県新潟市南区清水 4501-1 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
令和 6 年 2 月 1 日	員弁郡東員町大字南大社字西條 1166-1 ほか 2 筆	員弁郡東員町大字南大社 1168 清水 洋平

## 発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>